

柏ジュニアストリングオーケストラ規約

第一章 総則

第1条 この団体は、「柏ジュニアストリングオーケストラ」（以下 KJSO）と称する。

第2条 KJSO は、事務局を団長宅に置く。

第二章 目的および活動

第3条 KJSO は、弦楽合奏を中心とした合奏を通じて、児童・青少年がクラシック音楽の素晴らしさに触れ、協調の精神と情操を養う事を目的とする。

第4条 前条の目的を達成するため、KJSO は以下の活動を行う。

- (1) 毎月2回の定期練習
- (2) 定期演奏会
- (3) 市内文化行事への出演協力
- (4) その他の演奏活動
- (5) 活動内容を団の内外に知らせるための広報活動

第三章 団員

第5条 KJSO は、弦楽器、打楽器、ピアノ、フルートを演奏でき、団の趣旨に賛同する小学校一年生以上の団員で構成する。

第6条 KJSO への入団を希望する者は、別に定める届出用紙に必要事項を記入の上、入団を希望する前月末日までに団長に提出し、団長の承認を得なければならない。

第7条 KJSO からの退団を希望する団員は、別に定める届出用紙に必要事項を記入の上、退団を希望する前月末日までに団長に提出し、団長の承認を得なければならない。

第8条 団員が3ヶ月以上の一定期間活動に参加しない場合には、休団の扱いとする。休団を希望する団員は、別に定める届出用紙に必要事項を記入の上、休団を希望する前月末日までに団長に提出し、団長の承認を得なければならない。

第9条 休団中の団員が復帰を希望する場合には、別に定める届出用紙に必要事項を記入の上、復帰を希望する前月末日までに団長に提出し、団長の承認を得なければならない。

第四章 役員

第10条 KJSO は、以下の役員を置くものとする。

- (1) 団長
団の総責任者として団を代表し総覧する
- (2) 事務局長
団長を補佐し、団の活動の企画運営にあたる

- (3) 会計
団の出納の事務を行い、これを記録し、会計報告書を作成する
- (4) 渉外
団の外部との連絡および折衝にあたる。
- (5) 会計監査
団の会計を監査し、これを団員に報告する

第11条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第12条 第10条および第11条に定める役員に加え、KJSOは、演奏技術と音楽性を高めるため、トレーナーを置くことができる。

第13条 トレーナーは団員であることを要しない。

第五章 役員会

第14条 団長、事務局長、会計、渉外およびトレーナーをもって役員会を構成する。役員会は、以下の事項を討議し決定する。

- (1) 活動内容および日程の決定
- (2) 予算案の策定
- (3) 予算に定められた費用の支出
- (4) トレーナーの任免
- (5) その他団の運営に関する事項

第15条 役員会は団長が招集し、役員のおよそ3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

第六章 総会

第16条 KJSOは、年1回以上総会を開くものとする。総会は団員をもって構成し、団長が招集する。

第17条 総会は、以下のものからなる。

- (1) 年次総会
- (2) 臨時総会

第18条 以下の事項は、総会で決定する。

- (1) 年度活動計画
- (2) 年度予算案
- (3) 団費の金額
- (4) 役員任免
- (5) 団の解散、活動の停止あるいは休止

第19条 前条に定める事項に加えて、年次総会には以下の議題を提出しなければならない。

- (1) 前年度活動報告
- (2) 前年度会計報告
- (3) 前年度会計監査報告

第七章 会計

第20条 KJSO の会計は、団員が納入する団費により賄う。

第21条 前条の規定にかかわらず、寄付金、補助金その他の収入を会計に充てる事ができる。

第22条 団費は以下のものからなる。

(1) 入団金

入団後最初の練習までに納入する

(2) 月例団費

毎月最初の練習日までに納入する、ただし、一括納付を妨げない

(3) 休団団費

休団中の団員は、前項に定める月例団費に代え、休団団費を納入する

納入の時期は役員会が別途定める

(4) 臨時団費

臨時に必要な経費に充てるためのものとし、金額および納入期限は総会でそのつど定める

第23条 KJSO の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第八章 雑則

第24条 この規約の改正に当たっては、総会の承認を得なければならない。

第25条 この規約は、2003 年 4 月 1 日から発効する。

第26条 この規約は、2005 年 3 月 28 日から一部改正する。